令和●年●月●日

●●県眼科医会会員　殿

公益社団法人 日本眼科医会

会長　白根 雅子

常任理事　西村 知久

●●県眼科医会

会長　●● ●●

(公印省略）

**日本眼科医会推奨眼鏡店制度について**

日本眼科医会では眼科医と眼鏡店の良好な関係を築き、患者さんに安心して良質な眼鏡を使用していただくために、日本眼科医会推奨眼鏡店制度を開始することといたしました。  
　具体的には、日本メガネ協会の会員より推薦依頼があった場合、眼鏡作製技能士が在籍し、かつ、以下の条件を満たしており、推奨に値する眼鏡店である場合には、連絡が取れるメールアドレスを推薦を希望する眼鏡店にご教示ください。

　また申請手続きには、所属都道府県眼科医会のメールアドレスが必須となりますので、本会専用アドレス（●●@●●）を、併せてお伝えください。

　・眼鏡作製技能士が在籍すること（1級、2級は問わない）

　・眼の状態〈眼病・目の動き・視力〉が疑わしい場合の眼科専門医への速やかな紹介および眼鏡処方箋による眼鏡調整を行う。

　・幼児・学童に対する眼科専門医への紹介および眼鏡処方箋による眼鏡調整を行う。

　・遠用若しくは近用眼鏡を初めて作製する者の眼科専門医への紹介、検診の推奨を行う。

　・医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為を行わない。

**申請手続きについて**

眼鏡店が申請フォームに入力して提出すると、貴院のメールアドレス宛に申請内容の確認メールが届きます。内容をご確認のうえ、承認いただける場合は「承認」ボタンを押してください。その後、この内容が日本メガネ協会、●●県眼科医会、日本眼科医会に送信され、すべての承認が得られた場合に、「推奨証」が発行されることになります。

今後、患者さんが安心してよりよい眼鏡を作製することができるよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上